

函館市財政再建推進会議設置要綱

(目的および設置)

第1条 新たな行財政改革を進めるうえで、総合的なプラン策定にかかる、具体的な取り組みについて検討・協議し、市長への提言およびプランの進行管理を行うほか、市が実施している事業について、外部の視点から評価すること等を目的に函館市財政再建推進会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 会議は、行財政全般の課題および改善方策等について調査・審議し、市長へ提言を行う。

- 2 策定した行財政改革プラン等の進捗状況について、逐次報告を受け、市長へ必要な提言を行う。
- 3 市が実施している事業を評価する。
- 4 その他、効率的な行財政運営の推進に関し、市長が必要と認める事項について調査・研究し、市長へ提言を行う。

(委員)

第3条 会議は、委員10人以内で組織する。なお、委員のうち1人は、公募によるものとする。

- 2 公募以外の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
 - (1) 学識経験者
 - (2) 経営分析等に精通する者
 - (3) 企業経営に参画する者

(任期)

第4条 委員の任期は2年以内とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

(組織)

第5条 会議に委員長1人および副委員長1人を置く。

- 2 委員長および副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会議を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、委員長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員長は、会議の議長となる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その

意見または説明を聞くことができる。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、総務部行政改革課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項については、委員長が会議に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年8月22日から施行する。
- 2 函館市行財政懇話会設置要綱は廃止する。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年5月1日から施行する。